

(案)

恵庭市ケアラー支援推進計画

全てのケアラーとそのまわりの全ての人が
自分らしくいきいきと安心して生活できるまち
人がつながり夢ふくらむまち えにわ

【令和6年度～令和10年度】
(2024) (2028)



令和6年4月
北海道恵庭市

第1章 計画の基本的事項

第1節	ケアラー支援に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	他の関連計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・	1

第2章 恵庭市の圏域ごとの状況

第1節	圏域ごとの年齢別人口・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2節	ひとり暮らしの高齢者世帯数と障がい者世帯数の状況・・	2
第3節	児童扶養手当受給世帯数の状況・・・・・・・・	3
第4節	不登校の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5節	生活保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6節	障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第7節	高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第8節	恵庭市の地域資源の状況・・・・・・・・	5

第3章 恵庭市のケアラーを取り巻く状況

第1節	ケアラー支援に係る実態調査の実施・・・・・・・・	6
第2節	実態調査から見た現状と課題・・・・・・・・	7

第4章 計画の基本理念と計画推進のための基本的施策

第1節	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第2節	計画推進のための基本的施策・・・・・・・・	1 2

第5章 ケアラー支援に関する具体的施策

第1節	（基本的施策1）普及啓発の促進及び理解の促進・・	1 3
第2節	（基本的施策2）ケアラーの早期発見及び相談の場の確保・	1 4
第3節	（基本的施策3）ケアラーを支援するための地域づくり・・	1 5

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2節 ケアラー支援庁内連絡会議の設置・・・・・・・・ 16

参考資料

恵庭市ケアラー実態調査結果・・・・・・・・・・・・ 17

恵庭市ケアラー支援条例・・・・・・・・・・・・・・ 23

第1章 計画の基本的事項

第1節 ケアラー支援に関する基本方針

介護者（ヤングケアラー・若者ケアラーを含むケアラー、以下「ケアラー」という。）は、昨今の高齢化の進展により「誰もがいつかなりうるもの」であり、現在も多種多様なケアラーが存在しています。ケアラーの中には日々、心身の健康、毎日の暮らしや将来に不安を抱えつつも、個人では解決することが難しい様々な困難とともに生活している人も多いにもかかわらず、これまでケアラーに対する社会的な支援の取り組みは必ずしも十分とはいえませんでした。

今後ますます社会全体が老いていき本格的に高齢化していくことが見込まれる中で、ケアラーやそのまわりの人たちが、社会から孤立することなく、いきいきと安心して生活できる社会を実現するためにも、支援を必要とするケアラーの早期発見や適切な支援につなげる具体的な施策の構築が必要です。

このため恵庭市では、令和6年4月1日、ケアラーを社会全体で支えるため「恵庭市ケアラー支援条例」（以下、「支援条例」という。）を制定しました。支援条例第9条の規定に基づき策定する本計画では、「普及啓発の促進及び理解の促進」、「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」、「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策とし、全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしくいきいきと安心して生活できる社会の実現を目指していきます。

第2節 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年計画とし、計画期間の中間年度にあたる令和8年度に必要に応じて計画の見直しを行います。

第3節 他の関連計画との関係

第5期恵庭市総合計画の個別計画として位置付け、恵庭市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、えにわ障がい福祉プラン、えにわっこ★すこやかプラン等に定める施策との整合性を図ります。

第2章 恵庭市の圏域ごとの状況

第1節 圏域ごとの年齢別人口

(令和5年10月1日現在)

圏域ごとの人口		きた	中島・恵み野	みなみ	ひがし	計(人)	割合(%)
		13,175	16,655	17,217	23,340	70,387	100.0
年 齢		内 訳					
乳幼児等	0～6	692	765	792	1,110	3,359	4.8
小学生	7～12	698	998	816	1184	3,696	5.3
中学生	13～15	345	440	458	764	2,007	2.9
高校生	16～18	322	435	480	828	2,065	2.9
青年期	19～39	2,616	2,994	3,737	5,869	15,216	21.6
壮年期	40～64	4,187	5,286	6,171	8,301	23,945	34.0
前期高齢者	65～74	1,906	3,035	2,195	2,414	9,550	13.6
後期高齢者	75～	2,409	2,702	2,586	2,870	10,549	15.0

(出典：恵庭市ホームページ「恵庭市の人口 町内別人口」)

恵庭市の人口は令和5年10月1日現在70,387人であり、年々微増傾向です。平均年齢は47歳で、比較的平均年齢が若い自治体です。

恵庭市内には高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として4つの地域包括支援センターがあり、上記の表は恵庭市の人口分布を地域包括支援センターの圏域ごと、および年齢別に分けたものです。

恵庭市街中心部を含むひがし圏域の人口が多く、農村地区を多く含むきた圏域の人口が少ないことがわかります。また人口の順番はどの年齢層も概ねひがし圏域、みなみ圏域、中島・恵み野圏域、きた圏域となっていますが、「前期高齢者」「後期高齢者」区分のみ中島・恵み野圏域の人口が多くなっている傾向にあります。

第2節 ひとり暮らしの高齢者世帯数と障がい者世帯数の状況

(令和5年7月末現在)

	きた圏域	中島・恵み野圏域	みなみ圏域	ひがし圏域	合 計(人)
全世帯数	6,356	7,972	8,846	12,099	35,453
前期高齢者	373	430	537	597	1,937
後期高齢者	954	923	1,083	1,224	4,184
障がい者	114	95	175	198	582
合 計	1,441	1,448	1,795	2,019	6,703

(出典：恵庭市高齢者支援システムよりデータ出力)

第3節 ひとり親世帯（母子世帯または父子世帯）数の状況
（令和2年10月1日現在）

母子世帯	父子世帯	合 計（世帯）
464	66	530

（出典：恵庭市令和2年国勢調査結果報告書）

ひとり親世帯数について、恵庭市令和2年国勢調査結果報告書の母子世帯および父子世帯の数を引用しました。母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいい、父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいいます。

令和2年10月1日現在、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向です。

第4節 不登校の状況
（令和4年度）

	合 計（人）
小 学 校	65
中 学 校	158
合 計	223

（出典：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

恵庭市内の不登校児童生徒数は、小学生・中学生ともに年々増加傾向です。恵庭市の小学生は3,684人、中学生は1,963人であり、そのうち不登校である児童生徒の割合は小学生が1.76%、中学生が8.05%です。

第5節 生活保護の状況
（令和5年10月末現在）

	きた圏域	中島・恵み野圏域	みなみ圏域	ひがし圏域	合 計
受給世帯数	129	85	232	255	701（世帯）
受給者数	186	120	330	335	971（人）

（出典：恵庭市生活保護システムよりデータ出力）

恵庭市の生活保護受給世帯数、受給者数はともに微増傾向です。

圏域ごとの人口に対する受給者数の割合は、きた圏域が1.4%、中・恵圏域が0.7%、みなみ圏域が1.9%、ひがし圏域が1.4%です。およそ圏域ごとに偏りがない状況です。

第6節 障がい者の状況

(令和5年3月末現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計(人)
身障手帳	854	292	431	649	361	196	2,783

身障手帳	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	小計（人）
所持者	98	171	22	1,604	888	2,783
療育手帳	A判定	B判定				小計（人）
所持者	175	539				714
精神手帳	1 級	2 級	3 級			小計（人）
所持者	41	268	190			499
合 計（人）						3,996

(出典：恵庭市障がい者支援システムよりデータ出力)

身障者手帳の所持者数は増減しながら推移しており、人工透析などの内部障がいが増加傾向です。療育手帳の所持者数はA判定、B判定ともに増減しながら推移しています。精神手帳の所持者数は、2級および3級が増加傾向です。

第7節 高齢者の状況

(令和5年3月末現在)

	きた圏域	中島・恵み野圏域	みなみ圏域	ひがし圏域	合 計(人)
要支援1	124	154	145	136	559
要支援2	120	100	123	137	480
要介護1	154	166	152	164	636
要介護2	99	138	107	125	469
要介護3	71	63	64	89	287
要介護4	83	59	89	78	309
要介護5	66	56	46	60	228
合 計(人)	717	736	726	789	2,969

(出典：恵庭市介護保険支援システムよりデータ出力)

(注：住所地特例者101人を除く。)

高齢者の要介護認定・要支援認定申請件数は、コロナ禍の特例措置による認定期間の自動延長期間が切れるタイミングが重なったことから更新申請の件数は増大していましたが、それを除く新規申請の件数は令和4年度および令和5年度の上半期合計で比較して50件程度増加しており全体的に増加傾向といえます。圏域ごとの人口に対する認定者数の割合は、きた圏域が5.4%、中・恵み圏域が4.4%、みなみ圏域が4.2%、ひがし圏域が3.3%です。

第8節 恵庭市の地域資源の状況
(令和5年10月現在)

	きた	中島・恵み野	みなみ	ひがし	合 計
民生委員・児童委員人数	31	28	23	42	124
子どもの生活・学習支援事業数	1	1	2	1	5
フードバンク数	—	1	—	1	2
ふれあいサロン数	13	13	16	18	60
町内会数	15	6	15	25	61
老人クラブ数	8	5	7	10	30
あったまーるポイント会員人数	57	51	58	85	251
なんもだよ協力員人数	9	11	12	24	56

(出典：恵庭市各担当課より資料提供)

上記のうち恵庭市独自の取り組みは「あったまーるポイント」、「なんもだよ」の2つです。

「あったまーるポイント」とは正式名称を「恵庭市介護支援ボランティアポイント事業 あったまーるポイント」という、高齢者の方がボランティア活動による社会参加や地域貢献活動を行うことで、高齢者の方の生きがいづくりや介護予防につながることを目的とした事業です。実施したボランティア活動に応じてポイントが付与され、換金または寄付ができます。

一方、「なんもだよ」とは掃除やゴミ出し、簡単な大工仕事などちょっとした困りごとの生活支援を行う有償ボランティア事業です。1回30分350円を目安として、高齢者・障がい者のみの世帯、介護をしている世帯、ひとり親世帯、子育て世帯などを対象に事前登録制の協力会員によって行われています。

そのほかの現状として、老人クラブはクラブ数・クラブ員数ともに減少傾向にあります。ふれあいサロンに含まれるいきいき100歳体操を行うサロンが特に活発に活動しており、サロン数も増加しています。

第3章 恵庭市のケアラーを取り巻く状況

第1節 ケアラー支援に係る実態調査の実施

恵庭市では令和4年度に、恵庭市内のケアラー及びヤングケアラーの早期発見や実態・課題・支援ニーズの把握及び今後の計画策定や施策検討に役立てることを目的に「恵庭市ケアラー実態調査」を実施しました。その結果から、本市におけるケアラーを取り巻く状況が見えてきました。

調査概要

(1) 調査時期 令和5年2月6日(月)～令和5年2月28日(火)

(2) 調査方法

＜ケアラー実態調査＞

- ・高齢者・障がい者をケアしている家族等
各認定調査及び事業所等を通し、調査票を配布。
その場で回答もしくは郵送、ウェブサイトでの回答。
- ・相談支援機関
各機関へ調査票を配布。ウェブサイト又は市へ直接持参し回答。

＜ヤングケアラー実態調査＞

- ・市内の市立中学2年生及び公立・私立高校2年生
各学校経由で調査票を配布。ウェブサイト上で回答。
- ・市内の中学校職員及び公立・私立高校職員
直接学校へ調査票を配布。ウェブサイト上で回答。
- ・市内スクールソーシャルワーカー
市教育委員会を通し調査票を配布。ウェブサイト上で回答。

(3) 回収結果

ケアラー実態調査	有効回答数	回収率	道回収率
高齢者(ケアをしている家族等)	310	77.5%	71.0%
障がい者(ケアをしている家族等)	77	61.6%	29.5%
相談支援機関(市内高齢・障がい者相談支援機関)	14	56.0%	50.0%
合 計	401	72.9%	49.5%
ヤングケアラー実態調査	有効回答数	回収率	道回収率
市内の市立中学2年生	308	39.1%	22%
市内の公立・私立高等学校2年生(全日・定時)	175		
市内中学校職員及び公立・私立高等学校職員	9	100%	81.2%
市内スクールソーシャルワーカー	3	100%	63.0%
合 計	495	39.7%	23.3%

（４）主な調査項目

＜ケアラー実態調査＞

世話をしている人の状況、ケアの内容、頻度、１日あたりのケアにかかる時間、ケアラー自身の悩み、相談先、ケアラーが求めている支援等

（高齢・障がい全 38 項目、支援機関全 11 項目）

＜ヤングケアラー実態調査＞

ヤングケアラーの存在について、ケアの内容、ケアに費やしている時間、学校生活への影響、望むサポート、認知度等

（中・高２年生全 16 項目、学校全 17 項目、ソーシャルワーカー全 4 項目）

第２節 実態調査から見た現状と課題

（実態調査概要については参考資料として巻末に掲載しています。）

―ケアラー実態調査―

＜現状＞

ケアが必要な者の最も身近な者の多くが毎日多様なケアを担っている。

ケアラー自身の悩みの多くは「自身の心と身体の健康」、「介護疲れやストレス」、「自己なき後の不安」であり、それを相談する先として多く挙がっているのがその家族、続いて地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等である。

また、相談支援機関からは「ネットワーク構築などのサービス提供基盤の整備」等が求められている。

＜課題＞

- ・負担軽減、不安感軽減のための支援や相談窓口が必要とされている。
- ・既存のサービスや相談窓口が十分活用されていない（知られていない）。
- ・相談支援に関する基盤整備が求められている。

＜ケアラー実態調査考察＞

○世話をしている人の状況

高齢者では“子”が一番多く、障がい者では“父母”の割合が圧倒的に高い結果となった。世話をしているのが家族の中で「最も身近な関係にある者」であることがわかった。

○ケアの内容

高齢者では家事援助が一番多く、次いで通院介助、体調管理となっており、障がい者では書類作成等、サービス利用援助、心の安定、通院援助とほぼ同数で多い結果となった。どの項目も高い割合となっていることから、多種多様なケアを行っていることが分かる。

○ケアの頻度

高齢者、障がい者共に“毎日”が一番多く、特に障がい者に関しては約90%という結果となった。多くのケアラーが毎日何かしらのケアを行っていることが分かる。

○1日あたりのケアにかかる時間

高齢者では1時間以上3時間未満及び1時間未満の合計が50%以上と比較的短い時間であるのに対し、障がい者では6時間以上12時間未満及び12時間以上の合計が50%以上とケアの時間が長時間であり、常にケアをしている姿が伺える。

○ケアラー自身の悩み

高齢者では「自身の心と体の健康」や「介護疲れやストレス」が多く、障がい者では「自己無き後の不安」や「自己以外の世話をする人がいないのではないか」との不安が一番多い結果となった。全体的にどの項目についても高い数値となっているため、様々な悩みを抱えケアを行っていることが分かった。

○ケアラーの相談先

高齢者及び障がい者ともに、「家族」の割合が一番高く、次いで地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等との結果であった。相談窓口の周知が必要であると思われる。

○ケアラーが求めている支援

高齢者、障がい者共に「緊急時でも安心して預かってくれる場所」が一番多く、次いで高齢者では「なんでも相談できる場所」、障がい者では「自己がいなくなったあとの世話をする人の確保」多い結果となった。相談先を求めている姿が見え、相談窓口の整備が必要とされ、また、既存サービス周知や新しいサービスの創設も必要と思われる。

◆ケアラーの相談先のひとつである、相談支援機関への調査

必要と考えるケアラー支援の内容について、「ケアラーの早期発見と相談支援」「ケアラー支援に関する理解」が最も高く、恵庭市に求める取組内容については「ネットワーク構築などのサービス提供基盤の整備」や「相談窓口の設置、人材の養成・確保」が多い結果となった。このことから、ケアラーについての周知・啓発をはじめ、相談支援についての充実が求められていることがわかる。

—ヤングケアラー実態調査—

<現状>

自分がヤングケアラーであると回答した割合は1～3%と少なく、潜在的ヤングケアラーの存在が懸念される。中学生は308人中4人(1.3%)、高校生は175人のうち5人(2.9%)である。悩みを誰かに相談した経験については「ない」となっており、理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」、「相談できる人が身近にいない」、「相談しても状況が変わるとは思わない」等が挙げられている。

また、「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、中・高校生の約7割が「よく知らない」「聞いたことがない」と回答している。

<課題>

- ・ヤングケアラーについての存在や支援に関する認知度が十分ではない。
- ・ヤングケアラーがケアに関する悩みを相談した経験がない。
- ・既存のサービスや相談窓口が十分活用されていない(知られていない)。

<ヤングケアラー実態調査考察>

○ヤングケアラーの存在について

自分がヤングケアラーであると回答した割合は、中学生1.3%、高校生2.9%と道の調査より少数となっている。潜在的ヤングケアラーの存在も懸念され、適切な周知啓発が必要である。

○ケアの内容

中学生では「きょうだいの世話や保育所への送迎」が、高校生では「家事」が最も多いという結果となった。年齢が上がるにつれてケアの内容が増えていると思われる。

○ケアに費やしている時間

中学生、高校生共に「日によって違う」が一番多いが、中学生より高校生の方が費やす時間が長い傾向となっている。ケアの内容と同じく、年齢が上がるにつれ、費やしている時間も増えていると思われる。

○学校生活への影響

中学生、高校生共に「特にない」が最も多いが高校生については「自分の自由になる時間がない」「友人と遊べない」との回答もあり、年齢が上がるにつれケアの内容、時間も増え学校生活への影響も高くなる傾向が伺える。

○望むサポート

中学生及び高校生共に「特にない」との結果となったが、道調査では年齢が上がるにつれて望むサポートが増える傾向となっており、ヤングケアラーの正しい知識を持つことによりケアラーとしての困りごとや問題意識を持つ

ことができると思われる。まずはヤングケアラーについての周知啓発が重要であると思われる。

○ヤングケアラーという言葉の認知度

令和3年度に実施した道調査より、中学生・高校生ともに「内容を知っている」と回答した割合が、2～3倍増えており少しずつヤングケアラーが浸透してきている様子が伺えるが、まだ7割が「よく知らない」「聞いたことがない」と回答しているため、これからも様々な方法で継続した周知啓発が必須であることが伺える。

◆ヤングケアラーの一番身近な場所である、学校への調査

ヤングケアラーと思われる子どもの有無について、中学校は「いる」と答えている割合が最も多く、高校では「いない」又は「わからない」と回答している。また、ヤングケアラーを支援するために必要と思うことについて、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」、「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職の配置」、「学校が相談できる機関」、「福祉との連携」をあげており、ヤングケアラーの周知・啓発活動や相談窓口の整備、関係機関の連携強化等が必要である。

第4章 計画の基本理念と計画推進のための基本的施策

第1節 計画の基本理念

基 本 理 念

- 1 ケアラーの支援は、全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしく、いきいきと安心して生活できるよう、市、市民等、事業者、関係機関等が、互いに連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 2 ヤングケアラーに対する支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な養育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。
- 3 若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーが持つ未来社会を切り拓くための資質・能力を存分に活かす環境づくりを後押しし、若者ケアラーが自立し、及び活躍することができる機会が確保され、かつ、その自立が図られるように行われなければならない。

(恵庭市ケアラー支援条例第3条)

第2節 計画推進のための基本的施策

「全てのケアラーとそのまわりの全ての人が、自分らしくいきいきと安心して生活できる社会の実現」を目指す姿とし、実態調査結果から推察される恵庭市の現状と課題を踏まえ、各施策を効率的に展開していく観点から「普及啓発の促進及び理解の促進」「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策としました。

これらを重点的な取組に位置付け、支援条例に掲げる目的・基本理念の実現を図っていきます。

基本的施策 1

普及啓発の促進及び理解の促進

ケアラーが自身の悩みや負担を相談できる状況にあることを正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた周知活動を展開し、市や市民等、事業者、関係機関等へ幅広く普及啓発を行うとともにさらなる理解促進を図っていきます。

基本的施策 2

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握するため、職場や学校など様々な場における気づきについて市や関係機関等と情報共有を促進し、適切な支援につなげられるよう相談支援体制の充実に向けた人材の発掘や連携強化を図っていきます。

基本的施策 3

ケアラーを支援するための地域づくり

地域住民が広くケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう努めるとともに、公的な支援やサービスの効率的な活用を促すなど、ケアラーとそのまわりの人が自分らしくいきいきと安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

第5章 ケアラー支援に関する具体的施策

第1節

基本的施策1 普及啓発の促進及び理解の促進

ケアラーを社会全体で支えるためには、ケアラーの存在や置かれている状況を広く知ってもらうことが重要です。そのために、市民等や事業者、関係機関等への広報周知啓発活動を積極的に行うとともに、さらなる理解促進を図ります。

(1) ホームページやSNS等を活用した広報周知啓発活動

ケアラーおよびケアラー支援に関して周囲の関係者や地域住民の理解を深めるために、広報周知啓発活動を行います。また、ケアラー支援に関する相談窓口や活動の状況を、ホームページやフェイスブック等のSNS、市の広報誌や地域の生活情報誌など様々な媒体に掲載することで、幅広く地域住民に向けて情報を発信します。ほかに、ケアラー向けのリーフレットを事業者や学校を通じて配布したり、市民・事業者・関係機関向けにケアラー支援に関する相談窓口の情報提供をしたりするなど、ターゲットに即した広報周知啓発活動にもあわせて取り組んでいきます。

(2) シンポジウムや市民講座、研修会の開催

シンポジウムやパネルディスカッションなど住民参加型のイベントを開催し、地域住民のさらなる理解促進を図ります。そのほか民生委員児童委員や町内会、事業者などの市民組織や関係機関に対し、ケアラーについての市民講座や研修会を開催するなど、対面による主体的な理解を深める場をつくります。

(3) 関係機関との連携

国や道、その他関係機関と連携し広報周知啓発活動を展開します。

また11月11日の「介護の日」、道による11月の「ケアラー支援推進月間」に連動して、恵庭市でも11月を「ケアラー支援推進月間」と位置づけ、国や道などと連携して重点的に啓発活動を実施します。

「ケアラーについて
理解を深めるシンポジウム」
(令和5年度開催)



第2節

基本的施策2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

ケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、各分野の相談機能の充実とともに、市やボランティアセンターを担う社会福祉協議会、各事業者や関係機関等との相互連携により包括的な支援体制を実現するための基盤整備を行います。

(1) ケアラー支援相談員の配置と相談窓口の設置

ケアラー支援の窓口を新設し相談員を配置することで、誰もが気軽に相談できる環境を整備します。

(2) 重層的支援体制の整備

ケアラーのうち被介護者が複数名いる方、病気または障がいをもつ子どもを養育している方、生活困窮の方など、経済事情を含めた複合化・複雑化した相談に対応するため、庁内各担当部署および各分野の専門職・施設・事業所・機関や地域住民で連携し包括的に支援を行う体制を整備します。

(3) ケアラーアセスメントシートの作成・活用

ケアラーが行っている介護の状況を踏まえて適切な支援へつなげるため、アセスメントシートを作成し各相談窓口で活用します。また、必要に応じて随時見直し等を行います。

(4) 成年後見制度をはじめとする法的な相談体制の利用促進

成年後見支援センター等の専門機関を利用した、「親（自分）なきあと問題」に関する成年後見制度や遺言書等の勉強会などを周知啓発し、利用の促進を図ります。また、市民後見人養成講座の実施について検討を行います。

(5) ヤングケアラーに関する啓発講座の開催

児童・生徒および教職員等がヤングケアラー支援や相談窓口についての理解を深めるため、市内の小学校・中学校・高校を対象に外部講師によるヤングケアラーに関する講座を開催し、ヤングケアラーを早期に発見し相談の場へつなげる環境づくりに努めます。

第3節

基本的施策3 ケアラーを支援するための地域づくり

ケアラーの社会的孤立を防ぎ、全ての人が「自分らしくいきいきと安心した生活」を送るためには、まわりの人との交流や地域とのつながりが重要です。住み慣れた地域でそれぞれが役割を持ちながら「いきいきと安心した暮らし」ができる地域づくりのためには、住まい、生活支援等、様々な地域資源や担い手を組み合わせて一体的に支援していく必要があります。

(1) 市民団体等の意識醸成

「基本的施策1」にも記載したとおり、民生委員児童委員や町内会等を対象に、ケアラー支援のための地域づくりに関する市民講座を実施します。「地域づくり」の基盤となる市民組織に向けて講座を実施することで、地域のケアラー支援に対する理解を深め、意識醸成を図ります。

(2) 有償ボランティア事業の活用

恵庭市社会福祉協議会の事業である「恵庭市介護支援ボランティアポイント事業 あったまーるポイント」、「ちょこっとお手伝いサービス なんもだよ」は有償ボランティアを募り実施している事業です（第2章第8節）。

ケアラー実態調査結果における「支援してほしいこと」で要望のあった「お世話が必要な人の日中一時支援」や「自分の話を聞いてくれる人」等の解決の一助となることを目指し、事業の活用により地域住民同士の支え合いが一層活発となるよう事業を継続して支援していきます。

(3) ふれあいサロン等の充実と推進

定期的な交流を通じた身近な住民同士の仲間づくりや出会いの場であり、地域で暮らす住民どうしが集まって輪を広げていく場として、社会福祉協議会の事業であるふれあいサロンや運動教室等の充実を図り、新たな地域サロンの開設を支援します。

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の進捗管理

本計画の推進にあたり、「計画（PLAN）」・「実行（DO）」・「評価（CHECK）」・「改善（ACTION）」からなる「PDCAサイクル」により進捗管理と評価を行っていきます。計画の策定や見直し、また、各施策の評価や改善等については、重層的支援及びケアラー支援検討会や社会福祉審議会等からの意見を踏まえ、十分な協議・検討の上、より効果的なものとなるよう改善を図っていきます。

「PDCAサイクル」による計画の推進と進捗管理



第2節 重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議の運営

「PDCAサイクル」による進捗管理と評価とともに、市では「重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議」を運営し、計画推進にあたる関係課の協議の場として、情報共有や効果的な施策の検討を行っていきます。また、あわせて計画の進捗状況や各施策の実施状況を把握し適正に管理していきます。

参考資料

恵庭市ケアラー実態調査

1. 結果概要 「ケアラー実態調査(高齢者、障がい者)」

世話をしている人の状況

高齢者を世話している人は「子」が、障がい者(児)を世話している人は「父母」の割合が高い。

【恵庭市調査結果】

区分		世話している人				
		子	配偶者	孫	父母	その他
世話をされている人	高齢者 n=304	55.3%	38.8%	0.7%	2.0%	2.0%
	障がい者児 n=76	1.3%	1.3%	0.0%	94.7%	0.0%

※道調査結果(令和3年7月実施)

区分		世話している人				
		子	配偶者	孫	父母	その他
世話をされている人	高齢者	60.0%	33.4%	1.1%	0.7%	4.8%
	障がい者(児)	8.1%	5.1%	0.2%	76.3%	10.3%

ケアの内容(複数回答)

高齢者は、「家事援助」の割合が高く、障がい者では「書類作成等」「サービス利用援助」の割合が高い。

【恵庭市調査結果】

	家事援助	通院援助	金銭管理	体調管理	サービス利用援助
高齢者 n=306	78.1%	78.4%	67.3%	63.7%	63.7%
	書類作成等	サービス利用援助	心の安定	通院援助	体調の管理
障がい者 n=77	68.8%	68.8%	67.5%	61.0%	57.1%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	家事援助	通院援助	体調管理	書類作成等	金銭管理
高齢者	86.5%	82.2%	72.3%	70.3%	68.2%
	体調管理	日常生活の介護	通院介助	心の安定	家事援助
障がい者	72.6%	69.1%	65.8%	65.1%	65.1%

ケアの頻度

高齢者及び障がい者のケアラーともに「毎日ケアをしている」人の割合が高い。

【恵庭市調査結果】

	毎日	週 4～6 日	週 2～3 日	週 1 日	月に 2～3 日
高齢者 n=295	74.6%	7.1%	9.8%	4.7%	3.7%
障がい者 n=75	89.3%	2.7%	4.0%	1.3%	1.3%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	毎日	週 4～6 日	週 2～3 日	週 1 日	月に 2～3 日
高齢者	76.2%	6.5%	7.9%	2.7%	2.4%
障がい者	85.2%	3.6%	2.2%	1.6%	2.9%

1日あたりのケアにける時間

高齢者のケアラーでは「1時間以上3時間未満」の割合が高く、障がい者では「12時間以上」の割合が高い。※恵庭市実態調査では現状をより正しく把握するため、12時間以上とした。

【恵庭市調査結果】

	1時間未満	1時間以上3時間未満	3時間以上6時間未満	6時間以上12時間未満	12時間以上
高齢者 n=273	17.2%	34.4%	19.8%	14.3%	14.3%
障がい者 n=74	6.8%	16.2%	20.3%	21.6%	35.1%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	1時間未満	1時間以上3時間未満	3時間以上6時間未満	6時間以上9時間未満	9時間以上
高齢者	10.4%	28.8%	23.9%	11.3%	18.8%
障がい者	6.5%	19.2%	17.0%	9.8%	39.8%

ケアラー自身の悩み（複数回答）

高齢者及び障がい者のケアラーともに、自身の健康や介護疲れ、ストレスなど「自分自身のこと」の割合が最も高く、次いで、世話を必要としている人の健康状態などに関することとなっている。

【恵庭市調査結果】

	自分の心と体の健康	介護づかれやストレス	お世話が必要な人の心身の状態の悪化	自分亡き後の不安	お世話をしている人自身の性格による言動
高齢者 n=306	46.1%	38.6%	26.5%	23.2%	22.9%
	自分亡き後の不安	お世話が必要な人(18歳以上)の将来	自分の心と体の健康	時間に追われている	かわりにお世話をしてくれる人がいない
障がい者 n=77	72.7%	54.5%	51.9%	36.4%	31.2%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	自分の心と体の健康	介護づかれやストレス	お世話をしている人の性格による言動	お世話が必要な人の心身の状態の悪化	かわりにお世話をしてくれる人がいない
高齢者	55.1%	49.6%	36.6%	36.2%	34.8%
	自分亡き後の不安	自分の心と体の健康	お世話が必要な人(18歳以上)の将来	時間に追われている	介護づかれやストレス
障がい者	70.7%	56.5%	50.1%	42.8%	38.7%

相談先(複数回答)

相談先は、高齢者及び障がい者のケアラーはともに「家族」の割合が高い。

【恵庭市調査結果】

	家族	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	病院	介護サービス事業所
高齢者 n=308	49.7%	47.1%	37.0%	17.9%	16.6%
	家族	相談支援事業所	障害福祉サービス事業所	児童発達支援事業所等	病院
障がい者 n=77	51.9%	40.3%	31.2%	22.1%	20.8%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	家族	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	介護サービス事業所	病院
高齢者	53.5%	54.8%	43.2%	19.7%	21.6%
	家族	市町村	相談支援事業所	障害福祉サービス事業所	病院
障がい者	54.7%	29.9%	40.3%	45.1%	30.4%

ケアラーが求めている支援(複数回答)

高齢者、障がい者ともに大半が、「ケアラーが相談できる人や場所」や「ケアラーの負担を軽減する支援」のほか「精神的な支え」を必要としており、一方で「経済的支援など」については低くなっている。

【恵庭市調査結果】

	緊急時でも安心して預かってくれる場所	何でも相談できる窓口	自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話する人の確保	いろいろな制度に詳しい職員	自分の話を聞いてくれる人
高齢者 n=308	39.3%	35.4%	33.1%	29.5%	29.5%
	緊急時でも安心して預かってくれる場所	自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話する人の確保	いろいろな制度に詳しい職員	お世話が必要な人の短期入所や日中一時支援	何でも相談できる窓口
障がい者 n=77	66.2%	61.0%	61.0%	50.6%	49.4%

※道調査結果(令和3年7月実施)

	緊急時でも安心して預かってくれる場所	自分の話を聞いてくれる人	いろいろな制度に詳しい職員	自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話する人の確保	何でも相談できる窓口
高齢者	59.6%	49.1%	45.8%	45.3%	44.3%
	お世話を一時的に代わってくれる人	いろいろな制度に詳しい職員	緊急時でも安心して預かってくれる場所	お世話が必要な人が身近に利用できるサービス	何でも相談できる窓口
障がい者	67.4%	65.7%	63.1%	52.8%	49.5%

2. 調査結果「ケアラー実態調査(相談支援機関)」

必要と考えるケアラー支援の内容(複数回答)

「ケアラーの早期発見と相談支援」「ケアラー支援に関する理解」の割合が最も高く、次いで、「関係機関の連携などサービス提供体制の整備」となっている。

【恵庭市調査結果】n=14

ケアラーの早期発見と相談支援	関係機関の連携などサービス提供体制の整備	ケアと仕事などの両立支援	ケアラー支援に関する理解の促進
64.3%	57.1%	50.0%	42.9%

※道調査結果(令和3年度実施)

ケアラーの早期発見と相談支援	関係機関の連携などサービス提供体制の整備	ケアラー支援に関する理解の促進	ケアと仕事などの両立支援
71.4%	62.7%	57.0%	44.2%

恵庭市に求める取組み内容(複数回答)

「ネットワーク構築などサービス提供基盤の整備」の割合が最も高く、次いで「相談窓口の設置、人材の養成・確保」となっている。

【恵庭市調査結果】n=14

相談窓口の設置人材の養成・確保	ネットワーク構築などサービス提供基盤の整備	ケアラー支援に関する意識醸成	職場理解の促進
64.3%	50.0%	42.9%	35.7%

※道調査結果(令和3年度実施)

相談窓口の設置人材の養成・確保	ネットワーク構築などサービス提供基盤の整備	ケアラー支援に関する意識醸成	職場理解の促進
63.5%	61.3%	53.4%	49.3%

3. 結果概要 「ヤングケアラー実態調査(中学2年生、高校2年生)」

ヤングケアラーの存在について

自分が世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、中学生で 1.3%、高校生で 2.9%となっている。

【恵庭市調査結果(複数回答)】

※道調査結果(令和 3 年 7 月実施)

区分	いる
中学 2 年生 n=308	1.3%
全日制高校 2 年生 n=175	2.9%
定時制高校 2 年生 n=0	0%

区分	いる
中学 2 年生	3.9%
全日制高校 2 年生	3.0%
定時制高校 2 年生	4.5%

ケアの内容 (複数回答)

ケアの内容は中学生で「きょうだいの世話や保育所等への世話」が 50.0%、高校生で「家事」が 80.0%と最も多い。

【恵庭市調査結果】

区分	家事(食事の準備や掃除、洗濯)	見守り	病院への付き添い	きょうだいの世話や保育所等への送迎など	身体的な介護
中学 2 年生 n=4	0%	25%	0%	50%	25%
全日制高校 2 年生 n=5	80%	60%	40%	20%	20%
定時制高校 2 年生 n=0	0%	0%	0%	0%	0%

※道調査なし

ケアに費やしている時間

平日 1 日あたりの世話にかかる時間は、中学生及び高校生ともに「日によって違う」が 8 割程度を占めている。

【恵庭市調査結果】

区分	3 時間未満	3~7 時間	7 時間以上	日によって違う
中学 2 年生 n=4	25%	0%	0%	75%
全日制高校 2 年生 n=5	20%	0%	0%	80%
定時制高校 2 年生 n=0	0%	0%	0%	0%

※道調査結果(令和 3 年 7 月実施)

区分	3 時間未満	3~7 時間	7 時間以上	日によって違う
中学 2 年生	35.1%	16.5%	1.6%	24.2%
全日制高校 2 年生	27.1%	17.1%	2.1%	32.9%
定時制高校 2 年生	12.5%	25.0%	0.0%	50.0%

学校生活への影響 (複数回答)

学校生活への影響は、中学生・高校生ともに、「特にない」が高く、高校生は「自分の自由になる時間がない」、「友人と遊べない」が高い。

【恵庭市調査結果】

区分	自分の自由になる時間がない	友人と遊べない	勉強する時間が取れない	特にない
中学 2 年生 n=4	0%	0%	0%	100%
全日制高校 2 年生 n=5	40%	40%	12.9%	60%
定時制高校 2 年生 n=0	0%	0%	0%	0%

※道調査結果(令和 3 年 7 月実施)

区分	自分の自由になる時間がない	友人と遊べない	勉強する時間が取れない	特にない
中学 2 年生	19.0%	15.3	10.5%	54.0%
全日制高校 2 年生	20.7%	13.6	12.9%	63.6%
定時制高校 2 年生	12.5%	12.5	12.5%	25.0%

望むサポート(複数回答)※学校の先生や周りの大人に支援してほしいこと

中学生・高校生ともに全員が「特にない」と回答。

【恵庭市調査結果】

区分	特にない	わからない	自由に使える時間が欲しい	学校の勉強や受験勉強など学習サポートをしてほしい	自分の今の状況について話を聞いてほしい
中学2年生 n=4	100%	0%	0%	0%	0%
全日制高校2年生 n=5	100%	20%	0%	0%	0%
定時制高校2年生 n=0	0%	0%	0%	0%	0%

※参考:道調査結果(令和3年7月実施)

区分	特にない	自分の自由に過ごせる場所がほしい	自由に使える時間が欲しい	学校の勉強や受験勉強など学習サポートをしてほしい	自分の今の状況について話を聞いてほしい
中学2年生	75.4%	7.3%	4.8%	2.8%	4.0%
全日制高校2年生	71.4%	7.9%	6.4%	7.9%	7.9%
定時制高校2年生	50.0%	0.0%	25.0%	12.5%	12.5%

ヤングケアラーという言葉の認知度

「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した人は、中学生高校生とも約3割程度となっている。また、「よく知らない」「聞いたことはない」が中学生・高校生とも半数近くが答えている。

【恵庭市調査結果】

※参考:道調査結果(令和3年7月実施)

区分	内容を知っている	よく知らない	聞いたことはない
中学2年生 n=308	33.3%	25.2%	41.4%
全日制高校2年生 n=174	25.7%	20.6%	53.1%
定時制高校2年生 n=0	0%	0%	0%

区分	内容を知っている	よく知らない	聞いたことはない
中学2年生	9.6%	14.6%	75.4%
全日制高校2年生	14.2%	12.8%	72.7%
定時制高校2年生	12.9%	16.3%	69.7%

4. 結果概要「ヤングケアラー実態調査(学校関係機関)」

ヤングケアラーと思われる子どもの有無

中学校は、校内にヤングケアラーと思われる子供は「いる」が80%、高校は「いない」「わからない」合わせて100%と回答している。

【恵庭市調査結果】

区分	いる	いない	わからない
中学校 n=5	80%	20%	0%
全日制高校 n=3	0%	66.6%	33.3%
定時制高校 n=1	0%	0%	100%

※道調査結果(令和3年度実施)

区分	いない	いる
中学校	67.5%	17.5%
全日制高校	40.2%	23.8%
定時制高校	44.0%	40.0%

必要と考えるヤングケアラー支援の内容

中学校では「ヤングケアラーについて知ること」等ヤングケアラー全般の支援を望み、高校では「学校が相談できる機関」、「学校と福祉との連携」を望んでいる。

【恵庭市調査結果】

区分	子どもがヤングケアラーについて知ること	教員がヤングケアラーについて知ること	学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること	SSW や SC などの専門職の配置が充実すること	子どもが教員に相談しやすい関係をつくること	学校にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること	福祉と教育の連携を進めること
中学校 n=5	100%	80%	60%	80%	80%	80%	80%	80%
全日制高校 n=3	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	33.3%
定時制高校 n=1	100%	0%	0%	100%	0%	0%	100%	100%

※道調査結果(令和3年度実施)

区分	教員がヤングケアラーについて知ること	子どもが教員に相談しやすい関係をつくること	子どもがヤングケアラーについて知ること	学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること	SSW や SC などの専門職の配置が充実すること	学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
中学校	65.9%	61.6%	58.1%	47.3%	45.7%	45.2%
全日制高校	47.6%	42.1%	42.7%	25.5%	28.7%	36.0%
定時制高校	52.0%	44.0%	52.0%	40.0%	32.0%	36.0%

これから……

ケアラーとひとくちにいても1ケース1ケースの話を聞くとそれぞれ全く状況が違う。そのためひとくちに「ケアラー支援」といっても求めるものは様々である可能性がある。しかし共通して「安心して自分以外の人に代わりにケアをしてもらえる状況」が求められているように感じた。また「ケアラーが自己犠牲となることなく、自分を一番大事にすることが大切」というキーワードも随所で目にする。そういった日常をつくる後押しを微力ながらなにかすることができればと思う。

恵庭市ケアラー支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしく、いきいきと安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民等のうち、高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね30歳代のものをいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事務所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (6) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしく、いきいきと安心して生活ができるよう、市、市民等、事業者、関係機関等が、互いに連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行わなければならない。

2 ヤングケアラーに対する支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な養育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならない。

3 若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーが持つ未来社会を切り拓くための資質・能力を存分に活かす環境づくりを後押しし、若者ケアラーが自立し、及び活躍することができる機会が確保され、かつ、その自立が図られるように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援並びに医療、教育又は児童の福祉に関する制度並びにその他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該従業員の意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第8条 関係機関のうち、学校その他の教育に関する業務を行うもの（以下「学校等」という。）は、日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況及び健康状況並びにその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うように努めるものとする。

（ケアラー支援に関する推進計画）

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラー支援に関する基本方針及び基本理念
- (2) ケアラー支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項
(普及啓発の促進)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者、関係機関等、社会全体としてケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講じるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



恵庭市ケアラー支援推進計画

令和6年度～令和10年度

令和6年4月

発行 恵庭市

編集 恵庭市保健福祉部福祉課

監修 北星学園大学

教授 伊藤 新一郎

協力 北海道ヤングケアラー相談サポートセンター
センター長 加藤 高一郎

〒061-1498 恵庭市京町1番地

Tel : 0123-33-3131 (代表)

Fax : 0123-33-3137

E-mail : fukushi@city.eniwa.hokkaido.jp